

目黒区 一般廃棄物処理基本計画

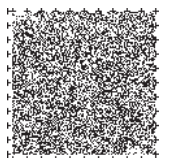
快適で誇りのもてる循環型のまち



音声コード「Uni-Voice」(ユニボイス)について

- ・各ページの角の位置に印刷された模様はユニボイスという音声コードです。
- ・スマートフォンのアプリや活字文書読上げ装置を使って音声で内容を聞くことができます。
- ・模様の印刷された部分には位置をわかりやすくするために切りかきを付けてあります。

令和6年3月 目黒区



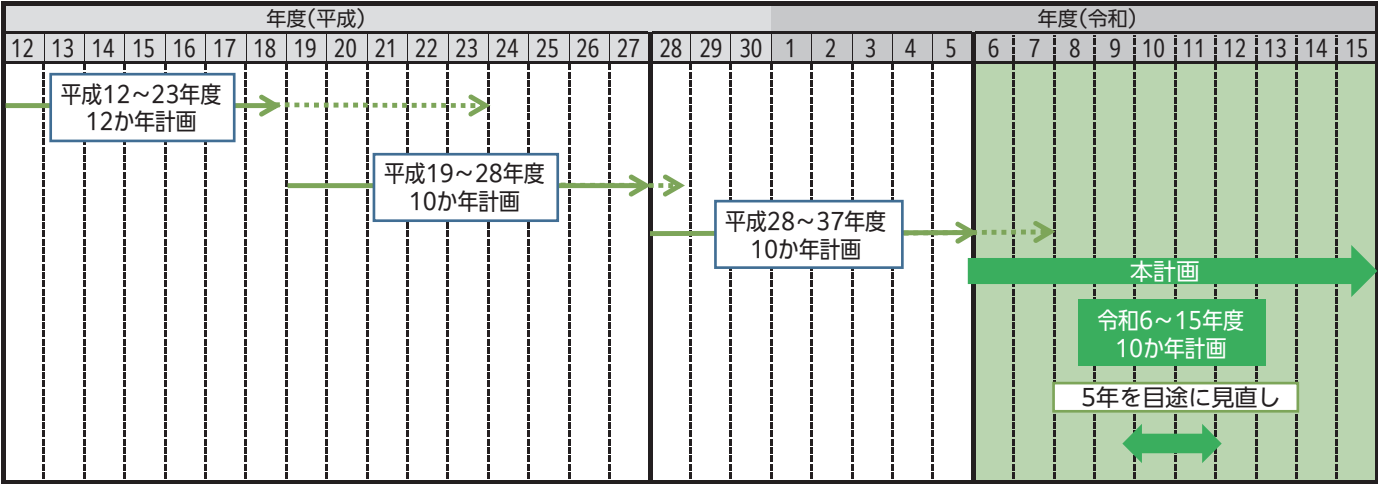
計画の概要

本計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、国や都、東京二十三区清掃一部事務組合の関係計画との関連性を有するとともに、区の長期計画の補助計画として位置づけられています。

計画期間と目標年次

本計画の計画期間は、令和 6（2024）年度を始期とし、令和 15（2033）年度を目標年次とする 10 年間で

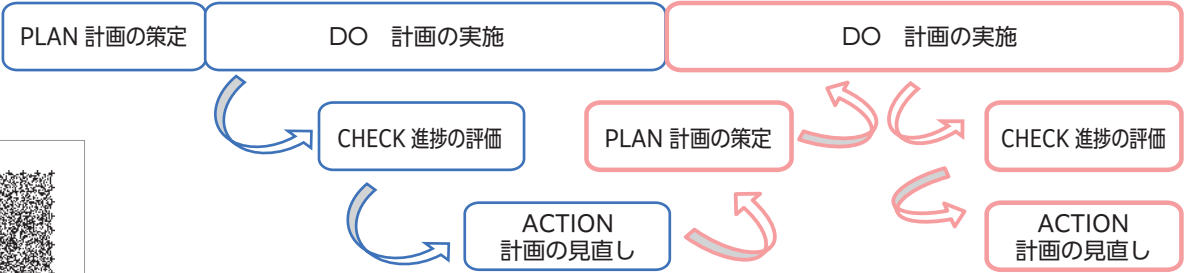


計画の進行管理

- PDCAサイクルによる進捗管理
PDCAサイクルの考え方を踏まえ、継続的に計画の評価、見直しを行います。
- 一般廃棄物処理基本計画改定時の評価
必要に応じて、5 年を目途に評価・見直しを行います。
- 毎年度の進行管理
目標となる指標や各施策の進捗状況は廃棄物減量等推進審議会に報告し、審議会の意見を踏まえて進行管理を行います。



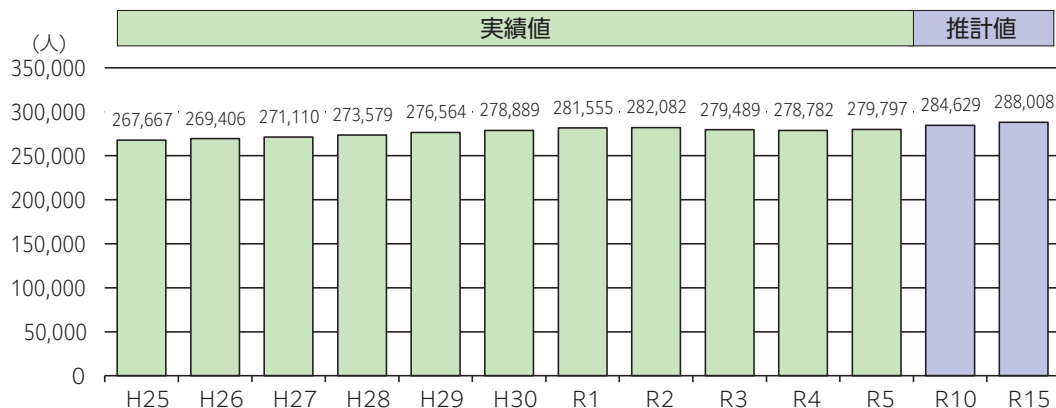
※一般廃棄物処理実施計画（年度ごと）



清掃・リサイクル事業を取り巻く現状と課題

人口動態

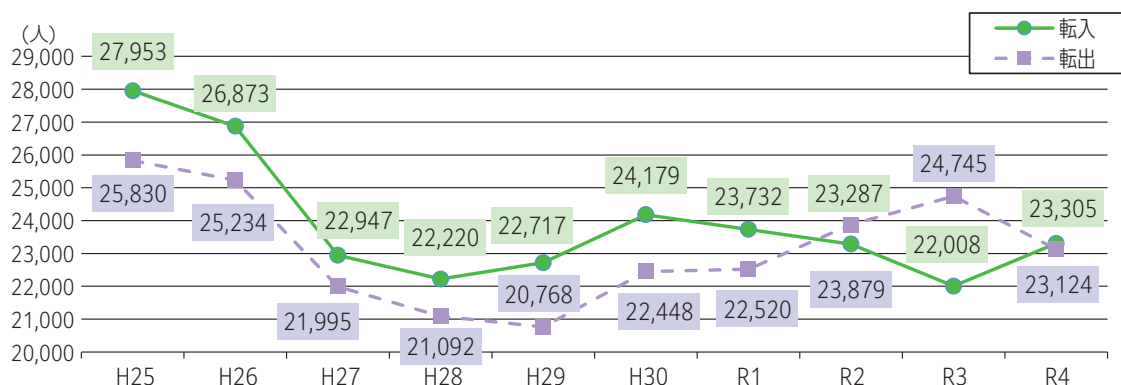
過去 10 年間の人口の動態を見ると、目黒区の人口は令和元（2019）年に 28 万人に到達し、以降は数千人程度の増減で推移しています。今後の動向については、目黒区推計では、ゆるやかに増加する見込みとなっています。



※実績値：住民基本台帳
10月1日時点
※推計値：目黒区人口基本推計（住民基本台帳ベース）（令和6年2月）

転入・転出者数

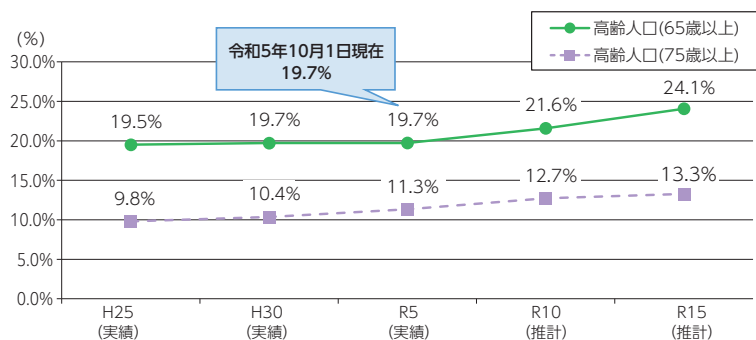
区内・区外への転入・転出者数は、それぞれ目黒区人口の1割程度で推移しています。基本的には転入超過であり、今後もその傾向が継続するものと考えられます。



※住民基本台帳人口移動報告

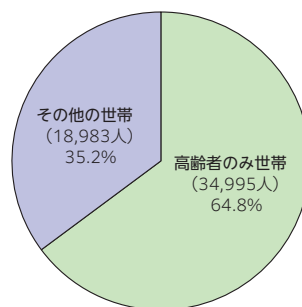
高齢者人口の増加

令和5（2023）年10月1日時点における65歳以上の高齢者が全体に占める割合は19.7%であり、さらに高齢化が進行するものと予測されています。令和2（2020）年国勢調査時点で、一人暮らし高齢者や高齢者のみで構成されている世帯の高齢者の数は全高齢者の64.8%であり、この割合は年々増加するものと考えられます。



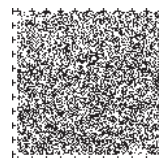
高齢者人口構成比の推移（実績と推計）

※実績値：住民基本台帳10月1日時点
推計値：目黒区人口基本推計（住民基本台帳ベース）（令和6年2月）



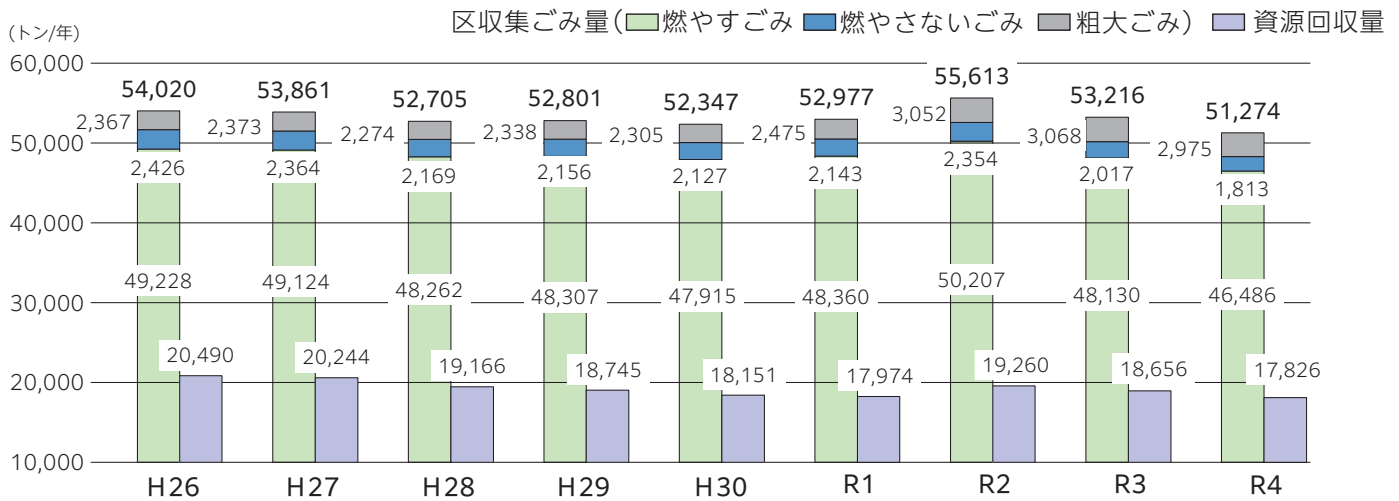
全高齢者数に占める
高齢者のみ世帯の
高齢者数の割合

※令和2（2020）年国勢調査



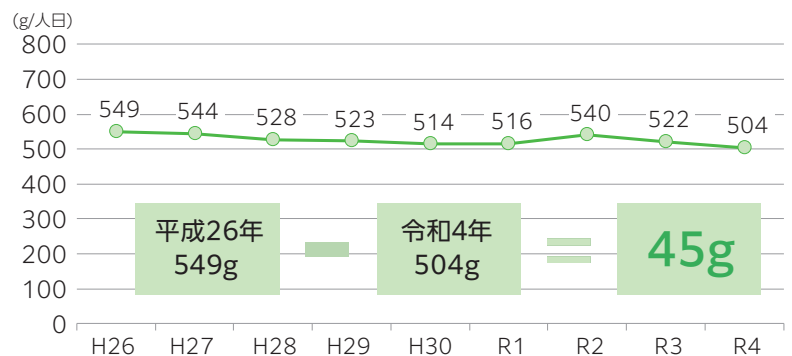
資源・ごみの状況

令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により在宅時間が増加したことなどの影響により、ごみ量が増加しました。令和3（2021）年度から減少に転じましたが、社会情勢の変化によって影響を受ける可能性があります。

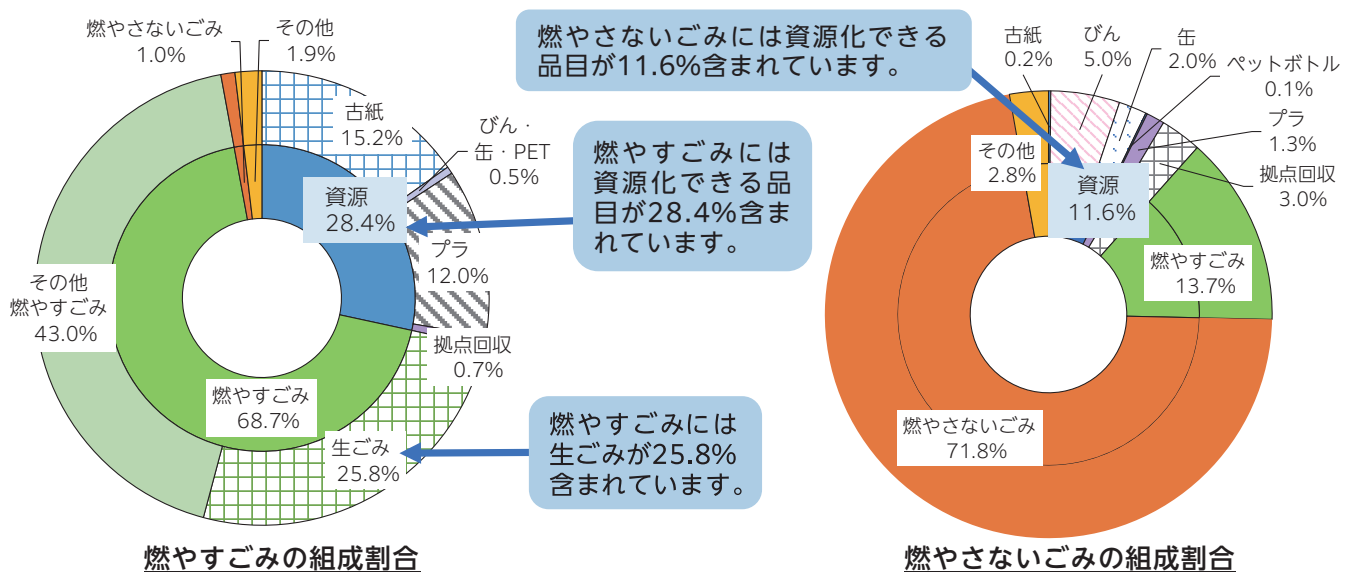


前計画の達成状況

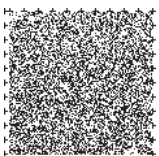
区民1人1日当たりごみ量は、令和2（2020）年度に一時的に増加しましたが、全体的に減少傾向にあります。リサイクル率は、平成28（2016）年度の26.7%からほぼ横ばいで推移しており、令和4（2022）年度は25.8%です。



家庭ごみの組成割合

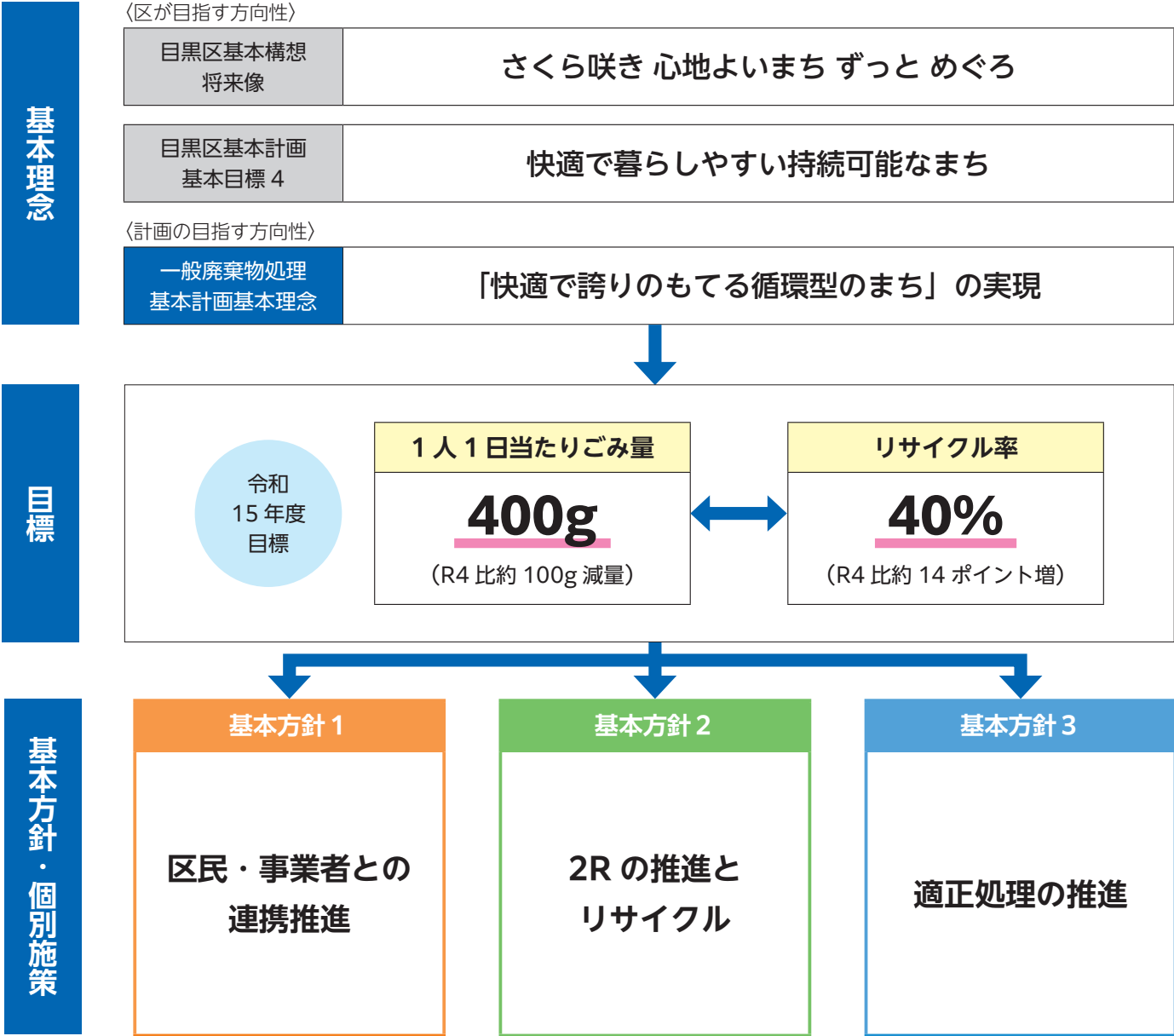


※令和4（2022）年度家庭ごみ組成分析調査



計画の体系

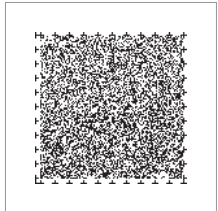
目黒区一般廃棄物処理基本計画の体系



SDGs とは

SDGsとは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、国連サミットで採択された、2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されており、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。

本計画の基本理念『「快適で誇りのもてる循環型のまち」の実現』は、SDGsと目標や方向性を同じにするものです。施策の実施にあたっては、計画に掲げる目標に加え、それぞれSDGsの目標や関連するターゲットを見据えた取組を推進します。



基本理念「快適で誇りのもてる循環型のまち」の実現

基本方針 1 区民・事業者との連携推進



- (1) PR・普及啓発の推進
- (2) 環境学習の機会の創出
- (3) 「めぐろ買い物ルール」の推進
- (4) 事業者・地域団体との連携

「快適で誇りのもてる循環型のまち」を実現するためには、区民・事業者・区の各主体がそれぞれの役割を認識し、自ら具体的に行動に移す必要があります。区は、区民・事業者が積極的に3Rに取り組めるような情報発信、双方向のコミュニケーション強化に努めます。区は、区民等の循環型社会に向けた理解と行動を促進する、コーディネーターとしての役割を果たしていきます。

基本方針 2 2Rの推進とリサイクル



- (1) 家庭ごみの減量
- (2) 事業系ごみの減量
- (3) 新たな資源回収
- (4) 食品ロスの削減
- (5) 家庭ごみ有料化の検討
- (6) 事業者負担の適正化

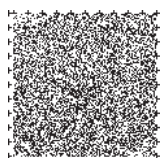
循環型社会の実現に向けて最も優先されるべきことは、製造、販売、消費、廃棄という物のライフサイクルの中で、不要なものを発生させないリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の2Rです。2Rに積極的に取り組んだ上で、不要なものとして発生してしまったものは、できる限りリサイクル（再生利用）を推進します。

基本方針 3 適正処理の推進



- (1) 家庭ごみの適正排出
- (2) 事業者への排出指導
- (3) 高齢者などへの訪問収集の充実
- (4) 戸別収集の検討
- (5) 効率的な事業運営
- (6) 小型充電式電池等の適正処理
- (7) 災害廃棄物の処理

3Rを推進した上で、さらにごみとして処理しなければならないものについては、区民の生活環境に影響を及ぼさないように配慮しながら、適正処理を推進します。



目標達成のための取組イメージ

区民 1 人 1 日当たりのごみ量

約 **100g**
の減量

約100gの重さの
ものとは



お茶碗 1 杯



納豆 2 個パック
(50g × 2)



A3 チラシ 10 枚



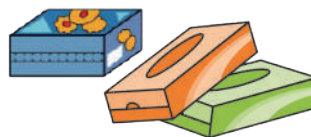
ペットボトル
500ml 4本

リサイクル率 40%

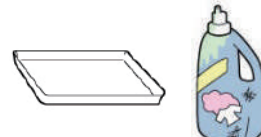
約 **40%** に
近づける



ごみではなく
資源として
きちんと分別



古紙として分別する



プラスチックとして分別する

まずは

Reduce (リデュース)

発生抑制

- ・使い捨て商品を買わない
- ・食べ残さない
- ・使い捨ての箸、フォーク、スプーンを断る
- ・マイバッグを持参する



次に

Reuse (リユース)

再使用

- ・使わなくなった物は、リフォームして使用する
- ・修理して使う
- ・リユースショップ、フリマアプリ等を活用する



リユースショップや
フリマアプリ

そして

Recycle (リサイクル)

再生利用

- ・古紙やプラスチックを資源回収に出す
- ・使用済み小型家電を拠点回収に出す
- ・再生品を利用する

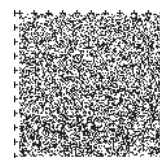


めぐる買い物ルールの改定

平成 18 (2006) 年 3 月に誕生した「めぐる買い物ルール」は、ごみをつくり出さない賢い買い物（スマートショッピング）に区民・事業者・区が取り組む区内共通のルールです。計画改定に伴い、基本理念である「環境にも財布にもやさしい、ムダのない賢い買い物」を継承し、現在の多様化した生活様式にも対応した内容に改定します。

- ルール 1『マイバッグ+マイ○○のすすめ』
- ルール 2『必要な分だけ買おう!』
- ルール 3『エコな商品を選ぼう!』
- ルール 4『おいしく食べきろう!』
- ルール 5『みんなで「長く」「くり返し」使おう!』

※ルール 2 と 4 のどちらか、あるいは両方に取り組むお店は「めぐる買い物ルール参加店」と同時に「食べきり協力店」としても自動的に登録



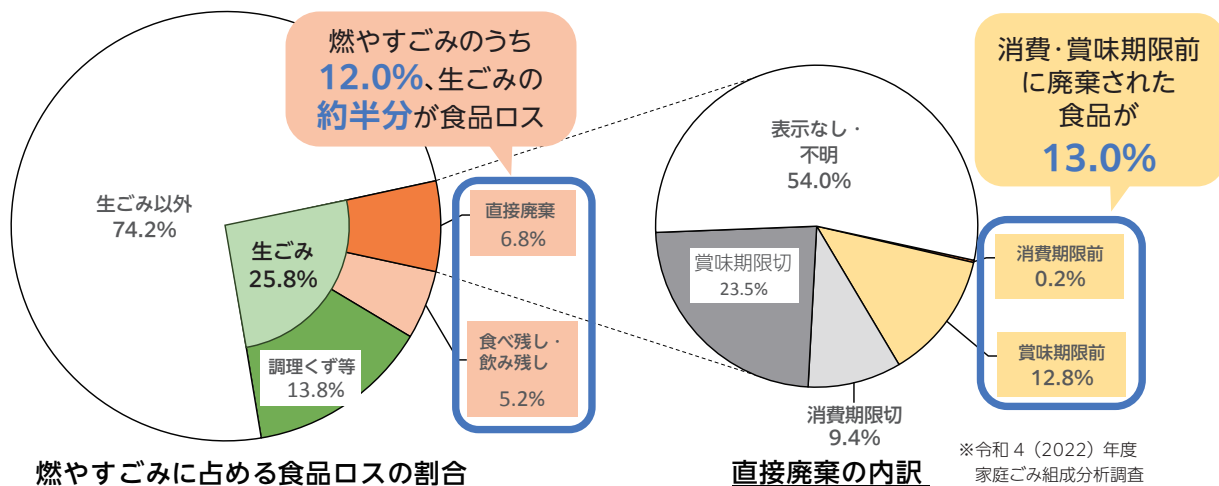
食品ロス削減推進計画

食品ロスを削減するためには、消費者、事業者、行政等の各主体が、課題や役割を理解し、一層連携して取り組んでいく必要があります。

区は、食品ロス削減推進計画を定め、区民、事業者と連携・協力しながら、食品ロス削減を推進します。



ごみに含まれる未利用食品



食品ロス削減の進捗状況を評価する指標

質問	選択肢	令和4年度（実績値）	令和15年度（目標値）
1カ月の間に食品（食材）を捨てたことはありますか。	まったくなかった	21.1%	40.0%
食品ロスに関する意識	とても意識している	45.9%	60.0%
食品ロスを出さないために普段行っていることはありますか。	必要な分だけ買う	70.6%	85.0%
	飲食店では食べられる量を注文する	52.0%	70.0%

※令和4（2022）年度区民アンケート調査

施策と行動指針

■具体的施策

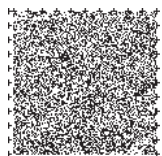
- ①啓発活動 ②食品ロスに関する学習機会の提供 ③未利用食品を回収するフードドライブの実施支援
④フードシェアリングサービス等の活用 ⑤区の事業者との連携 ⑥先進的な取組の研究

■区民の役割と行動

- 食品ロスに関する情報収集と学習を進める
- 食材は必要な分だけ購入し、適切な保存を行い、有効に利用し、食べきる
- 使い切れない食品は、地域 SNS やフードドライブなどを活用する
- 飲食店では食べられる量だけ注文し、残さず食べ、食べ残した場合は持ち帰る

■事業者の役割と行動

- 飲食店は食べ残しが出ないように工夫する
- 飲食店や食品販売店は、調理くずを出さないように、調理方法などを工夫する
- 食品販売店は、売れ残りや規格外商品をフードバンクに引き渡したり、フードシェアリングサービスを活用する
- ロスが出ないように予約購入制等を採用する



目黒区一般廃棄物処理基本計画（概要版）

令和6年3月発行

発行 目黒区

編集 目黒区環境清掃部清掃リサイクル課

東京都目黒区上目黒2-19-15

編集協力 株式会社 杉山・栗原環境事務所

電話 03-5722-9883（直通）FAX 03-5722-9573